

平成 23 年度第 4 回海老名環境審議会議結果

日 時：平成 23 年 12 月 1 日（木） 9：30～11：30

場 所：市役所 7 階 702 会議室

出席者：（委 員）木内委員、伊藤委員、白石委員、金指委員、松本委員、浅沼委員、鈴木委員、中里委員、木村委員、米本委員
（事務局）瀬戸部長、平本次長、岡田課長、押方係長、武井主査
（公園緑地課）石田課長、篠原主査、臨時職員

傍聴者：なし

1 開会（進行） 事務局

2 市長あいさつ 内野市長

平成 23 年度第 4 回海老名市環境審議会にご出席いただき、心から感謝申し上げます。今回は、今年最後の審議会となりますので、よろしく申し上げます。

自身としても、11 月の選挙を受け、現在の任期は 12 月 23 日までとなり、第 3 期目が 12 月 24 日からとなります。そう言った意味で、任期中の最終となっております。

環境政策は、一生懸命やろうとするとお金が必要となります。財政状況は厳しいところではありますが、市としては一生懸命やっていこうと思っておりますので、環境審議会の皆さまから様々なご意見をいただきながら進めていきたいと考えております。

ごみ処理の問題についても、海老名市 12 万 8 千市民が、ごみがどのように処理されているか、まだまだ認識不十分であるので、今後も PR や説明をしながら整理していきたいと考えております。環境は、ごみの問題も含めて大きな政策であります。来年は第 4 次総合計画の前期が終了します。同時に後期の準備を進めてまいります。よりよい街を目指していくため、環境の課題・問題についてもしっかりと捉えながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

3 会長あいさつ

おはようございます。本日は、4 回目の環境審議会となります。皆さまのご意見を聞きながら運営を図ってまいりたいと思っております。本日は、諮問事項と報告事項がありますが、皆さまから忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

4 議 事

（1）諮問事項

自然緑地保全区域の指定解除及び自然緑地保存樹木の指定解除について

公園緑地課より説明

別紙資料について説明。自然緑地保全区域の指定解除が2件、自然緑地保存樹木の指定解除が1件2本となります。ご審議をお願いします。

自然緑地保全区域の指定解除について、1件目については、台風により樹木がほとんど倒木してしまいました。当該地は、斜面地であり倒木が隣接地のフェンスを壊してしまうなど、危険な状態であったため、現在はすでに伐採してしまっている状態です。

もう1件の自然緑地保全区域の指定解除については、所有者が専業農家であり、収入が減少したため、経済的に売却をせざるを得ない状況になってしまったとのことです。

自然緑地保存樹木の指定解除については、前述の保存区域と同じ理由で、台風により枝折れをしてしまい、公道に越境してしまったので、安全確保のため伐採をしてしまったものです。

(質疑等)

委員：用途の解除をしないと売れないのか。

公園緑地課：自然緑地区域の指定をさせていただいていますが、区域の指定解除をしないと開発等はできないこととなっています。本来は、解除されてから伐採をおこなうのですが、今回については、台風により倒木等してしまい、安全確保のため解除前の伐採となりました。

委員：解除について、この場所は竹林のようであるが、周辺の環境からの検討、例えば公園などの緑地として保存するなどの検討はあったのか。

公園緑地課：当該地は、斜面地なので公園にすることはできない土地です。

委員：この地域は、第一種住居地域なので、所有者が住宅地として売りたいとなったら、手続き上は認めざるを得ない。今回、指定解除をして、農地を宅地化して売却するといった流れになると思う。環境の部分で考えると残したい。所有者の生活の部分で考えると、そちらを優先するしかない。

委員：この竹林はとても大きい地域。これだけの竹林はない。道路付けもいい。

委員：道路も含めてすっきりした開発を管理して、残すところは残すようにする。木を1本も植えられないようなことはしてもらいたくない。そういった部分を規制しないと街がきれいにならない。

委員：経済的理由だけなら、何か税免除があれば保存できると思われる。

委員：この土地は、第一種住居地域で、面積も大きい。宅地並課税されていると思われるので、税額も大きいのではないかと思う。

公園緑地課：指定区域については、市から奨励金を出しています。税額に加え、100㎡

あたり1500円を毎年出しています。しかし、こちらの所有者は、他にも土地を持っており、市にも相談にいられてお話をさせていただいた結果、売らざるを得ないという決断をなされたようです。売りたいはないが、売るとしても農地を売ってしまうと収入が減ってしまうので、こちらの竹林を売らざるを得ないとのことでした。

委員：こういう解除の仕方続けると、緑が少なくなってしまう。税金を投資してきたものが、無駄になってしまう。解除するのにあたって、そのように考えるか、今まで保存してもらったと考えるか。

委員：将来的に続けようと思うならトラスト基金の海老名版のようなものを作った方がよい。

委員：残そうとするなら市が買い取ればよい。緑として残すのか、高級住宅地にするのか、トータルで考えて開発しないときれいな街並みにならない。緑がなくなってくる前に考えた方がよい。成り行きまかせでは、審議する必要性も意味がなくなってしまう。踏み込んで考えていかないと、きれいな街並みにはならない。トータルで考えなければ、スポット的では審議することが無駄になってしまう。

委員：「海老名の緑」について、こういうことが続くと緑がなくなってしまう。バランスの悪い統一性のない街になってしまう。グランドプランのようなものがあれば、話をし易いのだと思う。

委員：このような場合、周りが住居地域で、一部だけ緑があり、そこを指定してもらっている場合が多い。今までの残してきた努力に対しての対価として考えるしかないと思う。緑をどのように残すか、開発していくか、我々も行政も、つくる方も守る方も考えていかなければならない。免除等を受けて、がまんできるまで残してきてもらった。市が買えればよいが、買えるような価格でもない。

委員：今まで残っていた価値はあると思う。そこに公園のような公共のものがあればいいと思う。

委員：大規模開発ならば、提供公園などとして残すこともできる。

事務局：毎回審議していただいている中で、疑問を持っている部分もあったかと思います。

「今まで緑の享受を受けた」という一つの区切りと考えるしかない。今後、市民に提供すべきか、どう選択するか。緑の保全の指定、生産緑地の保全、税制上の控除に基づく保全など、当初ではより多くの事業を展開していくこととなっていたと思う。そろそろ本当に残さなければならない緑を明確に位置付ける必要があると思われる。市内の指定されている区域・樹木について、行政が判断して、一部でもランク付けして、市としてこれだけは残したいというものを位置付けるなどを検討してもらいたいという付帯事項を付けて所管課へ答申したらどうか。

市の財政状況もあるので、緑の保全にどれだけの費用がかかるのかを理解を得ながら進めていく必要があり、アクションが必要であると思う。審議会で研究して提言

してくなど、何か方策を考えながら、段階的に答申の中に盛り込んでいくように考えます。

委員：都市部の緑の在り方について、道路はすべて緑のトンネルにするぐらいのことが必要。住宅地においても木を植えられない広さにはしない。そういった規制をするなど。今はスポット的に緑が自然の状態に残っている。その周りの住民は落ち葉などで迷惑をしているかもしれない。そういったところをどのように残すか、開発していくか。都市部の緑の在り方、住宅地の緑の在り方をどう考えていくか。

委員：大事な部分だけでもなんらかのランク付けをして、今までは申請をすれば誰でも指定できてしまうが、申請に対して、残す価値があるのか、逆に残さなければならぬ緑なのか、そういった部分を図面等におとして、その中から考えていけばより有効に保全できるのではないか。そういった調査・研究を考えていけたらと思う。

委員：今回、台風の被害によるもの以外に、自己都合による指定解除の申請であったが、どこかで規制をかける必要があると思う。環境とは後戻りできないものである。今回、いい事例であるので、よく考えていきたい。

議長：答申の中に、今までの意見をどこまで入れるか、事務局と相談しながら考えたいと思います。皆様のご意見を入れて答申したいと思いますのでよろしくお願ひします。

委員：緑のトンネルは、人集めにいいのではないか。そういった話もうまくまとめていければ街づくりに役立つのではないか。

議長：いろいろご意見をいただきましたが、他にないようでしたら、原案のとおり指定解除してよろしいでしょうか。

⇒了承。

本件は諮問事項でありますので、答申します。

(2) 報告事項・・・事務局説明

①節電キャンペーンについて(資料1)、②権限移譲について(資料2)

①節電キャンペーンについて(資料1)

資料1に基づき説明(環境政策課)

(質疑等)

委員：冬については実施する予定はあるか。

事務局：東電からの協力要請は来ているが、夏のような計画停電を行うような状況ではないので、今回のような事業は予定しておりません。引き続きPRや啓発は行っています。

委員：とてもよい意識付けになったと思う。こういった事はどんどんやった方がよい。冬期の要請は5%。エアコンや照明など総合的にやっていかないと節電になっていかない。

委員：これから冬になると暖房を使用する。電気だけでみるとCO₂削減になるが、暖房でみるとCO₂が増えてしまう。そこで、ガスの問題も出てくると思う。

委員：保温機能を使うより、1回1回沸かした方が節電になる。

委員：そういった知恵を含めて発信した方がよい。

②権限移譲について（資料2）

資料2に基づき説明（環境政策課）

（質疑等）

委員：権限移譲について、財政的裏づけはあるのか。

事務局：国から交付税として入ってきます。

委員：機器類は所有しているのか。

事務局：調査については、委託という形となります。簡易測定器は所有しています。

委員：常時監視についてどのような測定なのか。

事務局：「常時」とは測定局を設置して24時間毎日測定するというのではなく、5年計画で測定していくものです。

委員：このことについて、審議会で審議するのか。

事務局：各基準を設定する際に、現行の県の基準を準用する形となると思うが、そういった部分について、審議会のご意見をいただきたいと思います。

委員：権限移譲にあたって、地域のメリットやどんなところに気を付けてやっていくのか。

事務局：地方分権については、平成11年に大きな権限移譲がありましたが、それ以降も県の条例により市に降ろされていた事務があり、今回は、それを促進するといった通達による権限移譲となっております。

メリットとしては、例えば悪臭防止の規制については、2種類の規制方法があり、地域特性を活かした規制とすることができると考えております。

5 その他について

特になし

6 閉会 伊藤副会長あいさつ

大変内容の濃い審議会であったと思います。緑化についても新しい課題もあったと思いますが、今後も皆さんのご協力をお願いします。

事務局：本日はありがとうございました。これにて、第4回環境審議会の閉会とさせていただきます。